

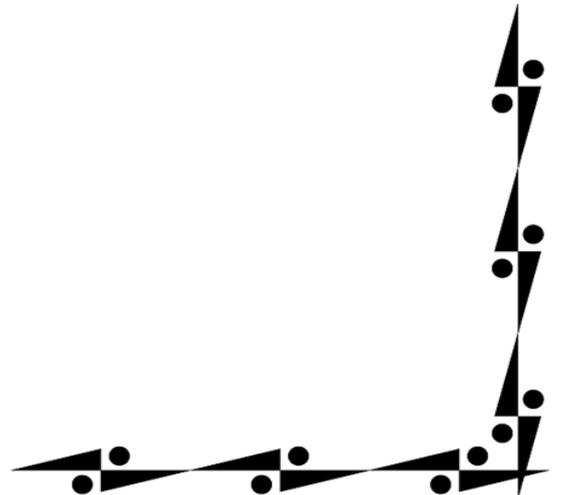
4

厚生労働省・東京都への要望

就労支援研究会の取組みの1つとして、平成25年2月1日、特別区長会から厚生労働省・東京都に対して、要望を提出しました。

厚生労働省には「厚生労働省(各ハローワーク)と23区との間の職員の人事交流」を要望し、東京労働局長より「23区から受け入れた職員にはハローワークの神髓を吸収していただけるよう配慮していく。体制が整い次第、国の職員の23区への派遣も行っていきたい。」との回答がありました。

また、東京都に対して「都立高校の卒業後進路未決定者の情報を23区に提供すること」を求め、東京都教育長からは「要望の趣旨は、十分に対応したい。東京都と23区で情報共有しながら前向きにこの問題に取り組んでいきたい。」との回答がありました。



就労支援に関する厚生労働省・東京都への要望について

特別区長会では、平成23年10月に、23区の全区長が参加する「就労支援研究会」を立ち上げ、特別区における就労支援について検討を進めてきました。

今回、特別区長会は、厚生労働省に対し「ハローワークと特別区との人事交流」を、東京都に対し「都立高校卒業後進路未決定者の情報提供」を要請いたしましたので、お知らせいたします。

1 厚生労働省への要請

- ・日時 平成25年2月1日（金） 16時00分
- ・場所 九段第3合同庁舎 東京労働局長室
- ・応対者 厚生労働省 東京労働局 伊岐局長

2 東京都への要請

- ・日時 平成25年2月1日（金） 14時45分
- ・場所 都庁第2本庁舎 教育長室
- ・応対者 東京都 比留間教育長

3 要請者

特別区長会 会長 西川 太一郎（荒川区長）
就労支援研究会 座長 近藤 弥生（足立区長）
就労支援研究会 副座長 青木 英二（目黒区長）

4 要請内容 別紙のとおり

○特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会長 西川 太一郎（荒川区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。

<問い合わせ先>

特別区長会事務局
制度担当課長 岡崎園子
電話 5210-9736（直通）

平成25年2月1日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

特別区長会会長
西川 太 一 郎

就労支援に関する要望について

少子高齢化の一層の進展に伴い、人口構造は急激に変貌を遂げつつあります。これに加え、リーマンショック以降、我が国の雇用環境は厳しい状況が続いており、経済・社会の活力低下が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、国におかれましては、雇用・生活の安定を図るため、数々の就労支援策にご尽力をいただいております。

なかでも、アクション・プラン提案制度では、平成23年度から5区において、ハローワークとの連携により、相談から職業紹介までを一体的に実施する「福祉と就労」連携の窓口が整備され、順調に実績を重ねています。

一方、昨年末にまとめられた厚生労働省の「生活支援戦略」では、生活困窮者支援が柱のひとつに掲げられていますが、就労支援窓口を訪れる相談者には、複雑な問題を抱える人も多く、職業紹介にとどまらない生活全般にわたる相談支援が必要なケースが少なくありません。

こうした課題に柔軟かつ的確に対応するため、国が行う職業紹介等と、基礎自治体が行う福祉に関する業務が、より有機的に連携し、住民の様々なニーズにきめ細かく応えることが求められています。

つきましては、国と基礎自治体の職員が、これまで以上に互いの業務に理解を深め合い、就労支援の一層の充実を図るため、下記につき特段のご高配をいただきますよう要望いたします。

記

- (1) 広い視野に立った人材を養成するという観点から、厚生労働省（各ハローワーク）と特別区との間で、相互・対等交流の促進を原則に、職員の人事交流を図ること。

平成 25 年 2 月 1 日

東京都 教育長
比留間 英人 様

特別区長会会長
西川 太 一 郎

就労支援に関する要望について

少子高齢化の一層の進展に伴い人口構造は急激に変化し、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれています。リーマンショック以降の厳しい雇用環境の下、働き手として期待されるはずの若年層の就職状況にも大きな影を落とし、回復の目処は未だ見えない状況にあります。いわゆるフリーター・ニートの増加は、国・地方自治体の税収・生活保護費等に影響を及ぼし、その結果として財政を圧迫することが懸念されています。このような中、東京都におかれましては、雇用・生活の安定を図るため、数々の就労支援策にご尽力をいただいております。

しかしながら、若年層、特に高校中途退学者や卒業後進路未決定者の就労等に対する社会的支援は、各行政機関の個別の取り組みにとどまり、十分に行き届いているとはいえない状況にあります。より有効な支援を実施するため、国では、学校と関係機関との間で中途退学者情報を共有し、連携して支援する取り組み等の検討も進められています。

都区の連携により、学校から社会への切れ目のない支援を確実に行うため、下記につき特段のご高配をいただけますよう要望いたします。

記

- (1) 若年層に対する円滑で効果的な就労支援を進めるため、卒業時に本人同意を得た上で、都立高校の卒業後進路未決定者の情報を、申し出のあった特別区に提供すること。